政令第四十七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十八号

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（ガス事業法施行令の一部改正）

第一条　ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（ガス事業法の準用）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（あつせん及び仲裁の対象となる契約等）

第六条の二　法第三十八条の三第一項の政令で定めるものは、ガスの取引に係る契約その他の取決め（その性質上あつせん又は仲裁をするのが適当でないものとして経済産業省令で定めるものを除く。）とする。

（電気事業法施行令の準用）

第六条の三　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第七条から第十六条までの規定は、法第三十八条の三第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項	法第三十五条第一項	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十八条の三第一項
第七条第二項	法第三十五条第二項	ガス事業法第三十八条の三第二項において準用する法第三十五条第二項
第九条	法第三十六条第三項	ガス事業法第三十八条の三第四項において準用する法第三十六条第三項
第十条第一項	法第三十六条第一項	ガス事業法第三十八条の三第三項
第十一条	法第三十六条第三項ただし書	ガス事業法第三十八条の三第四項において準用する法第三十六条第三項ただし書
第十二条第二項	法第三十六条第三項	ガス事業法第三十八条の三第四項において準用する法第三十六条第三項

第十三条ただし書中「第二十八号から第三十号まで」を「第二十九号、第三十号」に改め、同条の表第二十一号中「第三十九条」を「第三十八条の二」に改め、同表第二十八号を次のように改める。

二十八	削除	

第十三条の表第二十九号中「権限」の下に「（法第五十二条の二第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）」を加え、同条を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第五十二条の二第一項の政令で定める規定は、法第十七条第一項、第二項、第五項、第十項及び第十三項、第十八条並びに第十九条（これらの規定を法第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十一条（法第三十七条の七第一項において準用する場合、法第三十七条の八において読み替えて準用する場合及び法第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項ただし書（法第三十七条の八において準用する場合を含む。）、同条第三項（法第三十七条の八において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第四項から第六項まで（これらの規定を法第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十二条の二第二項から第五項まで（これらの規定を法第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十二条の三及び第二十二条の四（これらの規定を法第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（法第三十七条の七第一項及び第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十六条の二第一項並びに第三十七条の六の二の規定とする。

2　法第五十二条の二第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会（第四項及び第五項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3　法第五十二条の二第二項のガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定は、法第二十八条（法第三十七条の七第一項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第二十九条（法第三十七条の八において読み替えて準用する場合及び法第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第三十条（法第三十七条の七第三項において読み替えて準用する場合並びに法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第三十一条（法第三十七条の七第一項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項、同条第二項（法第三十七条の七第三項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第三十六条（法第三十七条の七第一項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第三十六条の二（法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第三十六条の二の二（法第三十七条の七第二項において読み替えて準用する場合並びに法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）、第三十六条の二の三第二項、第三十六条の二の四（法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）及び第四十条の二の規定とする。